

令和8年9月25日

入札参加希望者各位

支出負担行為担当官
兵庫県環境部長

低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合の取扱いについて

本入札は低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けています。

調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合、及び当該価格をもって建設工事請負契約を締結する場合は下記のとおり取扱いますので、ご承知の上、入札に参加してください。

記

1 調査基準価格を下回った価格をもって入札が行われた場合

当該価格について調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを審査の上、落札者を決定します。

この調査に際して作成を求める資料の様式は、開札後、調査対象者に示します。

なお、調査に関して不誠実な行為をした調査対象者は落札者としません。また、その者に対して指名停止を行う場合があります。

2 調査基準価格を下回った価格をもって建設工事請負契約を締結する場合

(1) 契約保証金

請負者は、契約の締結までに契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付してください。

(2) 配置技術者の増員

請負者は、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を追加して、専任で配置してください。

なお、必要な技術者を追加して専任で配置することができないと認められたときは、その者（調査基準価格を下回った価格をもって入札を行った者）が行った入札を無効とします。